



平成19年9月27日

各 位

会 社 名 株式会社みらい建設グループ
代表者名 取締役社長 明 石 恵 介
(コード番号 1792 東証第一部)
問合せ先 専務取締役 橋 内 悦 生
総務グループ担当
(TEL 03-5623-8531)

民事再生手続開始申立てに関するお知らせ

当社および当社の子会社であるみらい建設工業株式会社、みらいジオテック株式会社ならびにテクノリックス株式会社は、本日、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、同日受理されるとともに、保全処分命令及び監督命令が発令され、監督委員が選任されました。

このような事態になり、皆様方にはご心配・ご迷惑をおかけいたしますことを衷心よりお詫び申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、上記お問い合わせ先までご連絡いただきますようお願いいたします。

記

1. 申立ての理由

弊社は、昭和22年3月に株式会社伊東組との商号で設立されて建設業を開始し、現在は、持株会社として、土木工事・建築工事請負等を行うグループ企業の総合的経営管理及び資金調達を行う会社となっています。

しかしながら、上記グループの中核をなす事業会社であるみらい建設工業株式会社が、公共事業(特に土木事業)の減少による受注量の減少、公共事業の落札率の大幅な低下による利益率の低下等により、売上総利益額の大幅な減少を生じ、平成19年3月期は経常損失を計上するにいたりました。

かかるグループ中核企業の経営悪化の影響により、連結親会社たる弊社の経営状況も悪化し、弊社は、民事再生手続開始の申立てを行い、抜本的な経営の立て直しを図るべきであると考えに至り、本日、同手続の申立てに及んだ次第です。

なお、これにあわせて、弊社連結子会社のうち、同じく経営立て直しをする必要が生じたみらい建設工業株式会社、みらいジオテック株式会社、テクノリックス株式会社についても、民事再生手続開始の申立てをしたものです。

2. 負債総額(平成19年7月31日現在当社単体)

金融機関などからの借入金	146億円
その他	16億円

3. 今後の見通し

今後につきましては、裁判所及び監査委員の監督の下、金融機関各位、お取引先各位等のご支援、ご協力を賜り、事業の円滑な遂行を実施していくとともに、弊社の再建に向けて全力を尽くす所存でございます。また、適切な再建計画を策定し、債権者の皆様への弁済の極大化を目指すとともに、一日も早い信用の回復を図る所存であります。

4. 民事再生手続開始の申立に伴う弊社株式の取扱いについて

株券上場廃止基準第3条の2第1項に規定する再建計画等の審査に係る申請については、行わない予定です。

(ご参考)

1. 申立の概要

- (1) 申立日 平成19年9月27日
- (2) 管轄裁判所 東京地方裁判所
- (3) 事件名 平成19年(再)第180号 再生手続開始申立事件
- (4) 申立代理人弁護士 小林信明他7名